北栄町ビジネス人材移住支援金交付要綱

令和５年10月23日

告示第130号

(趣旨)

第１条　この要綱は、鳥取県と県内市町村が共同して実施する「とっとりビジネス人材移住支援事業等」(以下「移住支援事業」という。)での、北栄町ビジネス人材移住支援金(以下「支援金」という。)の交付について、とっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領(令和元年８月５日付第201900113130号鳥取県交流人口拡大本部長及び鳥取県商工労働部長通知。以下「県実施要領」という。)及び北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第２条　支援金は、鳥取県令和新時代創生戦略及び北栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、移住支援事業において、東京圏から町内に移住した者が、マッチング支援対象の求人に就職し定住に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において支援金を交付することを目的とする。

(要件・交付)

第３条　町は、県実施要領第５の１(１)移住等に関する要件の全てに該当し、(２)就職に関する要件又は(５)起業に関する要件を満たし、北栄町に移住する者に対し、予算の範囲内で支援金を交付する。なお、(３)テレワークに関する要件及び(４)関係人口に関する要件に該当する者は対象としない。

２　上記に定めるもののほか、交付対象者は以下に該当する者とする。

(１)　この要綱の規定による支援金の交付を受けたことがないこと。

(２)　移住者住宅取得支援補助金交付要綱(令和５年北栄町告示第64号)の規定による交付をこれまで受けていないこと。

(３)　町税等に滞納がないこと。

３　支援金の額は、２人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円を交付する。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(申請・交付方法)

第４条　申請及び交付方法は、県実施要領第５の１(６)に定める方法及び様式により行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第５条　町長は、支援金の交付決定を受けた者が県実施要領第５の２に掲げる要件に該当することとなったときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した支援金のうち県実施要領第５の２(１)、(２)に定める額の返還を命ずることとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長及び鳥取県知事が認めるときは、この限りでない。

２　町長は、前項の規定により交付決定の取消し及び支援金の返還を決定したときは、北栄町ビジネス人材移住支援金交付決定取消・返還決定通知書(別記様式)により通知するものとする。

(その他)

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日より施行する。

附　則

この要綱は、令和５年10月23日より施行する。

別記様式(第５条関係)